

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

砥 部 町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 砥部地域

(1) 現況

本地域は、砥部町の北部に位置する盆地状の地域で、丘陵地帯や山間地帯で柑橘を中心とした果樹の栽培等が行われている。近年では、特に山間地帯において作業効率の悪さや有害鳥獣による農作物の被害の増加等により耕作者が減少しており、耕作放棄の発生を防止するために、平坦地との農業生産条件の格差を補正する取組を行うことが必要である。また、一部の地域では、減農薬や有機農業などの自然環境の保全に資する農業生産活動が実施されているが、その取組は限定的であり、さらなる取組の推進も必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号及び第3号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 広田地域

(1) 現況

本地域は、砥部町の南部に位置する高峰に囲まれた山間地帯で、ユズやクリといった果樹、水稻のほか、寒暖差を活かした高冷地野菜の栽培等が行われている。過疎地域の指定を受けており、担い手の減少、後継者不足、農業従事者の高齢化が一段と進行している状況で、耕作放棄の発生や集落機能の低下が懸念されるため、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	砥部地域	法第3条第3項第2号及び第3号に掲げる事業及び同項第1号に掲げる事業
②	広田地域	法第3条第3項第2号に掲げる事業及び同項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業に係る対象農用地の基準等については、別紙1のとおりとする。

(別紙1)

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し全てが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する

法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域：全域

(イ) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域：旧広田村 全域

(ロ) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第44条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む）：旧広田村 全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 緩傾斜農用地については、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満

a 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

b 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）

10%以上）

c 一団の農用地に急傾斜団地と緩傾斜団地が混在する場合

一団の農用地に急傾斜団地と緩傾斜団地が混在し、集落協定を結ぶ上で必要な場合

d 団地に急傾斜田と緩傾斜畑が混在する場合

1 ha以上の団地に急傾斜の田と緩傾斜の畑が混在し、集落協定を結ぶ上で必要な場合

2 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、砥部町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定められた者など地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。

3 その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述なし。